

平成28年3月吉日

東京臨海副都心地域
熱供給をご利用の皆様へ

東京臨海熱供給株式会社
代表取締役社長 細井 優

熱供給事業法の改正と東京臨海副都心地域の熱供給について

謹啓 需要家の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、東京臨海副都心地域において当社の熱供給をご利用賜り、誠にありがとうございます。

さて、平成27年の第189回通常国会において、熱供給事業法の一部改正を含む「電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）」が成立し、平成28年4月1日に熱供給事業に係る改正法が施行されることになりました。

今般の熱供給事業に係る制度改正のポイントは、熱供給事業を「許可制」から「登録制」に移行した上で、「料金」や「供給義務」等の規制を緩和することとなっております。その一方で、規制緩和により不利益を被る需要家が無いようにとの趣旨から、経済産業大臣が特に指定した区域（「指定旧供給区域」と称されます。）の熱供給事業者に対しては、従来どおり需要家への「供給義務」が課せられ、料金その他の供給条件についても、これまでと同様に経済産業大臣の認可を受けた「熱供給規程」に拠ることが義務付けられております。

この度、当東京臨海副都心地区は、2月12日付で経済産業大臣より上記の「指定旧供給区域」に正式に指定されました。これにより、当地域の熱料金については原則として「国の規制料金制」が存続し、既に認可を受けている「熱供給規程」に基づく熱供給契約が有効となります。したがって、改正法施行後も、これまでどおりの熱供給契約を継続させていただくことを略儀ながらご報告申し上げます次第です。

今回の法改正に関して、当社とお客様との間において特段の手續は発生いたしませんが、ご参考までに、法改正の要旨と当地域の位置づけの変化について概括した図表を添付いたします。ご高覧いただき、ご疑問ご不明の点があれば下記担当にて対応させていただきます。

当社としましては、今後ともより低廉な料金による安定的な熱供給サービスの提供を追求し、安全で効率的な操業と事業運営に努めて参る所存です。お客さまにおかれましては、引き続き当社の熱供給システムをご利用賜りますよう改めてお願い申し上げます。

敬具

〈お問合せ先〉
総務部 業務課
☎03(5564)2516

熱供給事業法改正の概要と当地域の位置づけ

法改正の目的	「電気事業法等の一部を改正する等の法律」（平成27年法律第47号）
	「電力システム改革を実施するにあわせて、ガスや熱供給についても制度改革を一体的に進めることで、これまで縦割りであった市場の垣根を取り払い、ダイナミックなイノベーションが生まれる総合的なエネルギー市場をつくり上げる」こと



熱供給事業法に関する主な変更点	第七 熱供給事業法(以下「熱事法」と表記)の一部改正	
	改正後	改正前
	A. 許可制から登録制へ（熱事法第3条～第5条関係）	
	改正後 熱供給事業を営もうとする者は、経済産業大臣(以下「経産大臣」と表記)の登録を受けなければならない。	改正前 熱供給事業を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。
	B. 「供給義務」から「供給能力確保義務」へ（熱事法第13条関係）	
	【一般の地域】 改正後(熱供給事業者は)相手方の需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。	改正前 熱供給事業者は、正当な理由がなければ、供給区域における供給を拒んではならない。
	【指定旧供給区域】※＝当地域 改正後 供給義務が存続(改正前と同じ) (既に代替する熱源機器を選択している場合等は除く)	
	C. 規制料金の撤廃と説明義務の規定（熱事法第14条関係）	
【一般の地域】 改正後 熱供給に係る料金その他供給条件について、書面を交付して説明しなければならない。 (大臣の認可・届出は要らない。)	改正前 熱供給の料金その他の供給条件について供給規程を定め、大臣の認可を受けなければならない。(変更についても同様)	
【指定旧供給区域】※＝当地域 改正後 認可供給規程(＝規制料金)が存続 ※但し、料金値下げの場合は届出 ⇒既に認可されている現行の「熱供給規程」は、そのまま新法における認可供給規程として扱うことができる。		
D. 電力ガス取引監視等委員会の設置（第3者機関の新設）		



※指定旧供給区域	▶指定の具体的基準（経産省訓令より抜粋）
	改正後 当該供給区域内の熱供給を受ける者が、協定、契約等により、当該供給区域に係る熱供給事業者が行う熱供給を受けることとされている供給区域
	▶東京臨海副都心地区の該当事由
	改正後 東京都まちづくりガイドラインに基づき、地域へ進出される事業者と東京都との間で交わす契約において、「地域冷暖房」をはじめとした当地のインフラ供給処理システムの利用義務が定められている。

※尚、改正法の詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー庁のホームページをご参照ください。

検索⇒ 電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年6月17日成立)⇩

URL http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/system_reform006/